

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

「介護職員等特定処遇改善加算」とは・・・

介護職員の処遇改善については、これまでも何度かの取組みが行われてきましたが、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても加算Ⅰの算定を行っております。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定していること。
- ② 職場環境等の要件に関し、
 - 「入職促進に向けた取組み」
 - 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」
 - 「両立支援・多様な働き方の推進」
 - 「腰痛を含む心身の健康管理」
 - 「生産性向上のための業務改善の取組み」
 - 「やりがい・働きがいの醸成」

以上の6区分について、それぞれ1つ以上の取組みを実施すること。

- ③ 処遇改善に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記③の「見える化」要件とは・・・

2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

職場要件の提示について

見える化要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組み（賃金以外）については、以下のとおり提示いたします。

区分	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	・入職に先立ち、各部門の管理職から法人の基本理念・部署の業務等の説明を実施しています。
資質の向上やキャリアアップに向け	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、	・介護サービスの質の向上のために必要な外部研修等の受講を推

た支援	より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	奨めています。また、それに係る費用（研修費・交通費）の支援も行っています。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に則した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備	・職員の事情に応じた勤務シフトの作成、また、非正規職員から正規職員への転換の実績があります。なお、それに係る規則の整備を行っています。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・介護事故防止・対応マニュアルを作成しており、また、「介護事故予防・防止等委員会」を年2回開催しマニュアルの見直しや、事故の予防。再発防止・対応等の検討を行っています。
生産性向上のための業務改善の取り組み	業務手順等の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	・役割分担を明確にすることで、介護職の負担軽減に努めています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・毎月、勉強会を実施し、その中で職員同士の職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々の気づきを踏まえた勤務環境やケアの改善に取り組んでいます。